

令和4年第10回早島町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年11月10日（木）
開会時刻： 9時58分 閉会時刻： 11時30分
2. 早島町役場 2階第一会議室
3. 出席委員
1番 増田 利之
2番 安原 輝夫
3番 佐藤 周二
4番 林 正
5番 栗坂 一郎
6番 眞鍋 和崇
7番 佐藤 一義
8番 日笠 太（職務代理）
9番 原 勝
10番 澤田 晃始（会長）
推進委員 水畑 徳子
推進委員 齊藤 啓子
4. 欠席委員
なし
5. 傍聴人数
なし
6. 議事日程
議案第28号 基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第30号 農地転用事業計画変更承認申請について
議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について
報告第13号 農地法第4条の規定による転用届出について
報告第14号 農地法第5条の規定による転用届出について
7. 農業委員会事務局員
事務局長 安原 隆治
書記 廣畑 卓也
書記 杉本 和也

事務局長（安原 隆治君）

ただいまから令和４年第１０回早島町農業委員会を開会いたします。

はじめに会議の成立についてご報告いたします。本日は出席委員１０名、全員出席でありますので農業委員会等に関する法律第２７条により在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立しております。

それでは、以降の議事進行は澤田会長によりしくお願いいたします。

議長（澤田 晃始君）

これより議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。私の方で指名してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長（澤田 晃始君）

それでは、議事録署名委員は、９番の原 勝委員、１番の増田 利之委員にお願いします。よろしくをお願いします。

【両委員了承】

議長（澤田 晃始君）

それでは、日程１の議案第２８号 基盤強化法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

なお、番号１について、●番 ● ●委員は利害関係人でありますので、林委員には一時退室を求めます。

【●委員退室】

議長（澤田 晃始君）

それでは、事務局、説明してください。

事務局（廣畑 卓也君）

議案書２ページをご覧ください。議案第２８号番号１について、農地の所在は前潟字三軒地●●●●番、地目が田、面積が●●●●㎡、前潟字三軒地●●●●番、地目が田、面積が●●●●㎡で合計２筆、５，３０３㎡です。利用権の種類は使用貸借権で、貸付人は早島町早島●●●番地にお住いの●● ●●さん、借受人は早島町早島●●●●番地にお住いの● ●さんであり、農地中間管理事業による貸付となっております。こちらは利用権の新規設定であり、権利の期間は令和４年１２月１日から令和７年１１月３０日までです。位置図は３ページです。説明は以上です。

議長（澤田 晃始君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を9番 原 勝委員からよろしくお願いします。

9番（原 勝君）

11月8日に現地確認をしました。ここはこれまでもずっと耕作されていて、別段問題はありません。以上です。

議長（澤田 晃始君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑なし】

議長（澤田 晃始君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（澤田 晃始君）

ないようでありますので、議案第28号・番号1については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（澤田 晃始君）

ないようでありますので、議案第28号・番号1は承認されました。
ここで●委員の入室を認めます。

【●委員入室】

議長（澤田 晃始君）

続いて番号2を議題といたします。事務局、説明してください。

事務局（廣畑 卓也君）

議案書2ページをご覧ください。議案第28号番号2について、農地の所在は前潟字四ノ割●●●番●、地目が田、面積が1,128㎡です。利用権の種類は使用貸借権で、貸付人は早島町前潟●●●番地にお住いの●● ●●さん、借受人は早島町早島●●●●番地にお住いの●● ●●さんであり、農地中間管理事業による貸付とな

っております。こちらは利用権の新規設定であり、権利の期間は令和4年12月1日から令和9年11月30日までです。位置図は4ページです。説明は以上です。

議長（澤田 晃始君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を9番 原 勝委員からよろしくお願いします。

9番（原 勝君）

11月8日に現地確認をしました。草も刈られて管理ができており、別段問題はないと思います。以上です。

議長（澤田 晃始君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑なし】

議長（澤田 晃始君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（澤田 晃始君）

ないようでありますので、議案第28号・番号2については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（澤田 晃始君）

ないようでありますので、議案第28号・番号2は承認されました。

続きまして、日程2の議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、説明してください。

事務局（廣畑 卓也君）

議案書5ページをご覧ください。議案第29号番号1について、農地の所在は前潟字西ノ内●●●●番●、地目が田、面積が264㎡で農地区分は第2種です。申請人は早島町前潟●●●●番地●にお住いの●● ●●さんで、転用目的は露天駐車場です。申請事由は「現在、理髪店を営んでいるが、経営が軌道に乗り、来客数が増加したため、来客用駐車場を確保するため。」です。位置図は6ページです。説明は以上

です。

議長（澤田 晃始君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を9番 原 勝委員からよろしくお願いします。

9番（原 勝君）

11月8日に現地確認をしています。申請人は自宅兼店舗の前に3台ほど駐車場があるが、そこは狭いので、南側の自分の田んぼの一部に駐車場を広げるということです。奥の方に2件家があるのですが、進入路がありそれを隔てた前の道に駐車場ができる。別段問題はないと思います。以上です。

議長（澤田 晃始君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑なし】

議長（澤田 晃始君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（澤田 晃始君）

ないようでありますので、議案第29号・番号1については許可したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（澤田 晃始君）

ないようでありますので、議案第29号・番号1は許可されました。

続きまして、日程3の議案第30号 農地転用事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局、説明してください。

事務局（廣畑 卓也君）

議案第30号と31号番号1につきましては、関連する案件でありますので、併せてご説明いたします。

議案書7ページをご覧ください。議案第30号番号1の農地転用事業計画変更承認申請についてですが、こちらは平成29年6月29日に許可となりました案件の事業

計画変更申請です。農地の所在は早島字水田●●●●番●、地目が田、面積が●●●●
●㎡、早島字水田●●●●番●、地目が田、面積が●●●●㎡で合計2筆、3,673
㎡で農地区分は第3種です。変更前転用事業者は岡山市北区●●●●●●番●●号
株式会社●●●●●●●●●● 代表取締役 ● ●●さんで、転用目的は露天駐
車場でした。変更理由は、「当初の事業計画では、パチンコ店の駐車場不足の状況を改
善する計画であったが、現状の集客状況から再度検討した結果、現在の駐車場台数で
問題ないと判断したため。」です。変更後の転用事業者は東京都千代田区●●●●番
地● 株式会社●●●●●●●●●● 代表取締役 ●● ●●さんとなり、
転用目的も店舗・コンビニエンスストアへ変更になります。

議案第31号番号1の農地法第5条の規定による許可申請は、改めてそちらの変更
内容で許可を得るための許可申請となっています。権利の種類は賃借権の設定で、申
請事由は「県道松島線の4車線化に伴い中央分離帯が設置され、早島方面からの車両
の出入りができなくなることから、申請地へ店舗を移設するため。」です。位置図は8
ページです。

なお、本案件は転用面積が3,000㎡を超えているため、本委員会で許可相当と
決定された後には、県の常設審議委員会へ諮問いたしますことを申し添えます。説明
は以上です。

議長（澤田 晃始君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を4番 林 正委員からよろしくお願いします。

4番（林 正君）

11月8日に確認を行いました。去年までは草を刈ってあったが、現状は草が生え
て荒れた状態になっているので、早く造成してもらいたいところです。コンビニを移
転するということで荒れたところがきれいになって良いのではないかと思います。コ
ンビニが移転することについて、問題ないと思います。以上です。

議長（澤田 晃始君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

7番（佐藤 一義君）

わかったら教えてほしいが、現在のコンビニの跡地はどう利用されるのか。

4番（林 正君）

あれは、株式会社●●●●●●●●●●が貸している土地なので、駐車場になる
のではないかと。

事務局（杉本 和也君）

こちらが問い合わせたところ、現時点では未定とのことでした。

6 番（眞鍋 和崇君）

以前、農業委員会で農地転用の許可について承認をした経緯があったと思うが、それはどういう規定に基づいて許可をしたのか、教えてほしい。

事務局（廣畑 卓也君）

平成29年の6月の農業委員会に於いて議題に上がりました。株式会社●●●●●●●●●●の駐車場用地が不足しているため転用申請があり、5条の許可を出しています。今回も5条の規定による許可申請です。

6 番（眞鍋 和崇君）

5条の許可申請を農業委員会として、いろいろ経緯はあったにせよ認めている中で、再度5条の許可申請が出てくるのかよくわからないが、それはなぜですか。

事務局（杉本 和也君）

当時、パチンコ店の駐車場の増設のために所有権移転をして土地を買われているが、経営状況等からその必要がなくなって、現状の登記地目は田のままで株式会社●●●●●●●●●●が所有しているという状況です。●●●●●●●●●●としてもこのまま持っていてはどうしようもないということから、現状まだ田で農地のままになっているので、もう一度農地法の許可を経て正式に農地転用するという事で今回2回目の申請が出ているという経緯です。

6 番（眞鍋 和崇君）

許可申請を出して許可されたのに転用されずに放置されていたから、もう一度転用許可をするという申請の仕方になっている。株式会社●●●●●●●●●●から株式会社●●●●●●●●●●へ所有権が移転するという事だが、二重に許可申請を出すことは好ましくないのではないかと。

事務局（杉本 和也君）

二重にというよりは、事業ができなくなったので事業計画を駐車場ではなくて●●●●●●●●にするという利用計画に変えさせてくださいというのが7ページ上側の内容で、どう変えるのかというのが下側の5条の申請で、変更と5条の申請がセットになっている。5条の計画の変更かつ、今回の●●●●●●●●の移転計画の申請の手続きになっている。今回は株式会社●●●●●●●●●●から●●●●●●●●への賃貸借ということになります。

の変更の理由、口頭でしか話ができおらず顛末書等は出させてはいない状況である。今年の中ではこういった状況が続くと、●●●●●●●●●●●●●●●●にも信用問題にかかわりますよという話はしていて、今回の事業計画の変更についてはどちらになってもいいですが、一件東側で何もしてないところがあるので、条件にできるかはわからないが、そこも確実に事業を完了するようにしっかり指導していかなければいけない。それをしないから許可できないというのは…。

6 番（眞鍋 和崇君）

平成29年に申請された時には、一旦保留を会長名でして、もう一度申請理由をはっきりさせて計画も詰めてということで再度提出を求めたと思うが、今回もう少し変更理由も含めてきちんと全体計画を、駐車場整備計画をどうするつもりなのか、今申請してそのままになっている土地はどうするつもりなのかという計画ははっきりと出してもらわなければならないと思います。

事務局（杉本 和也君）

株式会社●●●●●●●●●●●●●●●●の計画がどうなっているかということでしょうか。

6 番（眞鍋 和崇君）

計画自体が完遂されていなかったりするので、利用権がはっきりしないといけなかなと思います。あれほどやりますと念押しをされて農業委員会としては許可をしたわけですから。

4 番（林 正君）

本当なら、せめて駐車場にしてくれればよかった。舗装しようがしまいが、造成して駐車場にして、そこから用途変更すれば地目が変わるから問題なかった。農地のまま残っているからおかしい。許可を取ったら、できたら違う用途にすぐ使ったりするし、3年でもその用途で使いなさいという風にするとか、決めておかないと。

議長（澤田 晃始君）

これからもあそこの地区は大変なことになる。幼稚園へ行く歩道がある、●●●●●の前、あの北側に倉庫ができるだろう。

4 番（林 正君）

今のところ倉庫は立てられない。だから建設課があそこの道を9mに広げて通学路を南に変えるというから絶対いけない。危険個所をなぜ増やすのかと、子供が交差点をわざわざ渡って学校へ行くのかと。今のままなら交差点を渡らなくていいんだから危なくない。だから改修するにしても北側へ歩道を作るべきだ。それを●●●●●のた

めに道を9 mに広げて通学路を南に作るのは絶対いけないと思います。それでも、決めたらもう終わりなので先をよく考えて、子供が交差点を渡らなくても今のままならずっと通れるのに交差点を渡ると危険率が増えるのだからそういうところを段々減らしていかなければいけないのに何で増やすのかと言ったが、その後何も返答はない。

議長（澤田 晃始君）

信号から北へ行くだろう、●●●●の前を。あの角を県が取得している。なんでそんなことをしているのか。結局倉庫をするためにするのだろう。そのために県の入り口を余分に取得したようになっている。

4 番（林 正君）

県道の交差点を広げるのはいいが、全部広げる必要があるのか。交差点だけを広げて、通学路は北側のまま残せばいいのに、川を付け替えて通学路を南へ変えて、なぜ余計なお金を使うのか。

信号機のところへ出入り口が付けられないから、少し離れて付けるとなると道が狭いから開発自体ができない。そのために9 mの道を付けますというから、土地倉庫のために道を作るのかと言ったのだが。通学路もあつたらガードマンもいるし、だから通学路を南に変えと言ったら、なんで子供が交差点をわざわざ渡って学校へ行かないといけないのか、交差点をできるだけ避けるようにしてあげないと。今のままならずっと歩いて行けるのだから。

6 番（眞鍋 和崇君）

道の話は、本案件とは関係ありません。

事務局（杉本 和也君）

今回の議案について、●●●●●●●●●●●●の過去に許可を受けた事業の進捗を説明する必要があると思うので、次回の委員会までに出させます。それと併せて今回の議題をもう一回審議して、議決は次回に持ち越してよろしいか。次回農業委員会までに今回の議案と追加で●●●●●●●●●●●●の利用計画の進捗状況の説明をしてもらうので、それをもって今回どうするか判断していただきたい。

3 番（佐藤 周二君）

再精査した方がいいのではないかという気がします。

議長（澤田 晃始君）

結論は出ないので、今の件は保留にさせていただいて、事務局も言っている通りこの件は保留にさせて下さい。対策を考えましょう。事務局も、相手に対しても。

事務局（杉本 和也君）

それはまた相談させてください。

議長（澤田 晃始君）

それでは、議案第30号・番号1、議案第31号番号1については保留とします。パチンコ店の責任者に保留を与えてその結果がどうなるか事務局方も判断してもらいたい。それでよろしいか。

【異議なしの声】

議長（澤田 晃始君）

ないようでありますので、議案第30号・番号1、議案第31号番号1について保留となりました。

続いて番号2を議題といたします。事務局、説明してください。

事務局（廣畑 卓也君）

議案書9ページをご覧ください。議案第31号番号2について、権利の種類は所有権の移転です。農地の所在は、早島字北浦●●●●番●、地目が田、面積が●●●㎡、早島字北浦●●●●番●、地目が田、面積が●●㎡で合計2筆、177㎡で農地区分は第2種です。譲渡人は早島町早島●●●番地にお住いの●● ●●さん、早島町早島●●●番地●にお住いの●● ●●さん、譲受人は広島県広島市西区●●●●●●番地 ●●●● 株式会社 代表取締役 ●● ●●さんです。転用目的は特定流通業務施設・物流倉庫で、申請事由は「荷主より西日本エリアの家電量販店、OA機器販売会社、個人客への配送作業の効率化を求められたことを受け、中四国の交通の結節点である早島インターに近い申請地に特定物流業務施設を建設することとした。」です。位置図は10ページです。なお、本申請は別申請中の開発許可申請と同日付で許可となりますことを申し添えます。説明は以上です。

議長（澤田 晃始君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を3番 佐藤 周二委員からよろしくお願ひします。

3番（佐藤 周二君）

11月9日に現地確認しました。場所は2号線の交差点の近くで、2号線に直面して●●●●があります。隣は●●●●●●●●になっておりますが、●●●●については、業務活動の一環として周辺地域一帯を整備するというのがこの図面の点線で確認できる。そこが現在開発の許可申請中ということで、農地転用については同時許可ということになりますが、この一角の中に農地が177㎡あります。地目上は水田と

なっておりますが、長年耕作はされておらず、現状は背の高い雑草が生い茂っている。ここは年に一回現地調査をしていますが、入っていくのも困難な状況です。少し東の方で耕作しているところもあるが、これらへ影響はまず考えられないと判断している。転用についてはやむを得ないものと考えます。以上です。

議長（澤田 晃始君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

6 番（眞鍋 和崇君）

当該地の近隣で土地開発も行われていたかと思うが、詳細な場所を教えてください。

事務局（廣畑 卓也君）

真磯の交差点から北に抜ける県道があるが、開発区域の黒い点線の北西側が現在 50 戸連たんで開発しているところです。

6 番（眞鍋 和崇君）

農地転用について特段意見はないが、土地開発される場合にこの特定物流業務施設と開発区域が隣接するわけですから、周辺住民への影響も含めて開発許可の範囲内は配慮していただきたいと思っております。

1 番（増田 利之君）

開発区域の土地ですが、法面は平たんになるのか、勾配がつくのか。家があったとも思うが、これも移転になるのか。

事務局（廣畑 卓也君）

こちらは開発区域の中に一軒住宅があるが、立ち退きになると聞いています。

事務局（杉本 和也君）

立ち退く家もあわせて、今既に●●●●があると思うが、その高さまで上げます。

2 番（安原 輝夫君）

この奥はどうなっていましたか。農地はなかったか。

事務局（杉本 和也君）

農地じゃなかったと思います。

議長（澤田 晃始君）

これは、無津交差点から矢尾へ行くが、バイパスが北からあるだろう、あそこの西

側は国立病院があったから山側の川がある、下へ。その奥へ官舎住宅があった。病院の。あそこだけ市街化になっていたが、その後調整になった。ここで問題になっているのが、見直しもあったのですが町はまだやってないんですよ。矢尾線があるでしょう。無津交差点の。矢尾から北は調整区域になっている。役場は南の方ばかり注力している。バイパス沿いをそのままほっておくのはおかしいでしょう。町の怠慢だと思う。

2 番（安原 輝夫君）

この●●●●が開発区域にしている点線の箇所があるが、どういう開発をするのか分からないが、ここから上を残されたら困るんじゃないか。使い道がないと思うが。

4 番（林 正君）

奥は山土置いたりして前から使っている。

議長（澤田 晃始君）

今県道沿いの現場があったりした分、50戸連たんで全部埋まったけどね。

事務局（杉本 和也君）

今回の開発については、既存の●●●●がこの外枠まで大きくなるというイメージになります。周辺には北側に土地がありますが、農地ではないので周辺の農地に影響はないという点では問題はないのかなと思います。

4 番（林 正君）

奥は誰も耕作していないだろう。

事務局（杉本 和也君）

若宮団地がある東側は耕作しているが北側はしていません。

4 番（林 正君）

ここから資材置き場や、山土を盛っていたりして、前から使っている。

6 番（眞鍋 和崇君）

特段問題ないと思います。

議長（澤田 晃始君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（澤田 晃始君）

ないようでありますので、議案第31号・番号2については許可相当としたいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（澤田 晃始君）

ないようでありますので、議案第31号・番号2については許可相当と決定されました。

続きまして、日程5の報告第13号 農地法第4条の規定による転用届出について、事務局、説明してください。

事務局（廣畑 卓也君）

議案書11ページをご覧ください。報告第13号について、届出に係る農地は前潟字四ノ割●●●番●、地目は田、面積が329㎡です。届出人は早島町早島●●●●番地にお住いの●● ●●さん、東京都日野市●●●●●番地の●にお住いの●● ●●さん、神戸市北区●●●●●●●●●番●●号にお住いの●● ●●●さんで、転用目的はコインランドリーとなっております。位置図は12ページです。こちらは市街化区域内の農地の転用届出であり、添付書類を含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。説明は以上です。

議長（澤田 晃始君）

ただいまの説明に関してご質問等ございませんか。

【質問、意見なし】

議長（澤田 晃始君）

ないようでありますので、以上で報告第13号を終わります。

続きまして、日程6の報告第14号 農地法第5条の規定による転用届出について、事務局、説明してください。

事務局（廣畑 卓也君）

議案書13ページをご覧ください。報告第14号について、権利の種類は使用貸借権の設定です。届出に係る農地は早島字東山●●●●番●、地目が畑、面積が268㎡です。貸付人は早島町早島●●●●番地にお住いの●● ●●さん、借受人は岡山市中区●●●●●●●番●●号●●●●●にお住いの●● ●●さんと●● ●●さんです。転用目的は自己用住宅です。位置図は14ページです。こちらは市街化区域内の農地の転用届出であり、添付書類を含め完備しておりましたので、事務局長専決によ

り書類を受理しております。説明は以上です。

議長（澤田 晃始君）

ただいまの説明に関してご質問等ございませんか。

【質問、意見なし】

議長（澤田 晃始君）

ないようでありますので、以上で報告第14号を終わります。

また、本日の議事日程にはありませんが、前回の農業委員会にて許可相当と決定されました保育所関連施設の件について、事務局から報告があるそうです。事務局、説明してください。

事務局長（安原 隆治君）

前回の農業委員会にて許可相当と決定されました、●●●●●●●●東側の保育所関連施設の農地転用につきまして、委員の皆様からご意見をいただきました。それを受けて、令和4年10月11日付で担当課である健康福祉課へ、交通量増加による渋滞が懸念されることから、対策が必要となった場合は担当課が主体的に取り組んでいただきたい。転用事業者に対しては、渋滞緩和に寄与する適切な指導を実施すること、また、農地転用を伴う公共事業の計画においては、耕作者の営農に支障を及ぼすことの無いよう、関係者との円滑な協議を徹底することを文書にて報告を行っております。その上で、口頭ではありますが、プロポーザルということもありましたが担当課が主体的に全面に出て取り組むべきであり、そういったことがなされていなかったことも私の方から伝えさせていただきました。

また、転用地南側の水路に関して、水路敷が1m程残ってしまう問題につきましては、しっかりと擁壁を設置し、水路底を下げてもらおうよう、只今現在、許可権者の岡山県建築指導課との協議を進めている状況であります。

交通量の問題、水路管理の問題については担当課と連携を図りながら対応をしていきますので、引き続きご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

今日の案件で保留となった、議案30号と議案30号の1ですが、過去の経緯もあったわけですが、そういったところの整理整頓が事務局の脇があまかったと感じているところです。大変皆様にはご迷惑をお掛けしました。保留ということで次回皆さんにいろいろお諮りしたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

議長（澤田 晃始君）

ただいまの説明に関してご質問等ございませんか。

【質問、意見なし】

議長（澤田 晃始君）

ないようでありますので、その他について事務局からお願いします。

事務局（廣畑 卓也君）

3点、ご連絡いたします。1点目ですが、次回の農業委員会の日程について。次回の農業委員会は12月8日（木）10時からを予定しております。場所は3階の第一委員会室です。また議案書を送付致しますのでよろしくお願い致します。

2点目ですが、11月30日から12月1日に全国農業委員会会長代表者集会が東京の銀座にて行われます。当初は澤田会長にご出席いただく予定でしたが、ご都合が合わないとのことで、日笠職務代理にご出席いただきます。よろしくお願いいたします。

3点目ですが、早島町において、農業者の皆様へ肥料高騰に対する支援金を交付することになりました。現在、要件を詰めているところですが、来月の農業委員会においては正式に決定したものをお伝えできると思います。広報誌やホームページには掲載する予定ですが、農業委員の皆様にも周辺農業者さんへの周知活動について御協力をいただければと思います。

以上で、その他の報告事項を終わります。

議長（澤田 晃始君）

以上で、本日の議案は全て終了しました。

令和4年第10回早島町農業委員会を閉会いたします。